

平成24年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月19日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	2
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
村田晨吉議員	7
1 原動機付自転車のナンバープレートの交付簡素化について	
森田泰雄議員	10
1 JR奈良線の全線複線化について	
2 多賀白坂地区の開発予定について	
西島寛道議員	13
1 いじめ問題について	
2 国際交流・海外派遣事業について	
岡田久雄議員	17
1 本町における行政改革の現状と課題について	
2 児童虐待発生予防対策の推進について	
岩田 剛議員	22
1 本町における歴史遺産・文化的遺産の取り扱いについて	
2 消防団協力事業所制度の取り組みについて	
木村武壽議員	31
1 井手町におけるいじめ問題について	
2 建設業務書類の簡素化について	
中坊 陽議員	34
1 山背古道について	

2	駅前整備充実について	
3	白坂開発に伴う古墳調査について	
4	公債法案の影響について	
谷田 操議員	……………	3 8
1	豪雨対策について	
2	白坂開発について	
3	学校給食について	
報告第10号	専決処分の報告について……………	5 0
議案第33号	井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件……………	5 0
議案第27号	井手町行政財産使用料条例制定の件……………	5 1
議案第28号	井手町防災会議条例の一部を改正する条例制定の件……………	5 2
議題第29号	井手町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定 の件……………	5 2
議題第30号	井手町立吉川道場の設置及び管理に関する条例を廃 止する条例制定の件……………	5 3
議案第31号	平成24年度井手町一般会計補正予算（第2回）……………	5 4
議案第32号	平成24年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1回）……………	6 2
散会	……………	6 3
署名議員	……………	6 4

第 2 号（9月24日）

応招・不応招議員	……………	6 5
出席・欠席議員	……………	6 5
出席事務局職員	……………	6 5
出席説明員	……………	6 6
議事日程	……………	6 7
開会	……………	6 8
会議録署名議員の指名	……………	6 8
議案第27号	井手町行政財産使用料条例制定の件……………	6 8
平成23年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意		

見書並びに財政健全化審査意見書等について……………	7 0
議案第 3 4 号 平成 2 3 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	7 2
議案第 3 5 号 平成 2 3 年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	7 2
議案第 3 6 号 平成 2 3 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	7 2
平成 2 3 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について……………	7 4
発議第 7 号 オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める意見書…………	7 4
発議第 8 号 大飯原発の稼働停止を求める意見書……………	7 7
議員派遣の件……………	7 9
委員会の閉会中の継続調査の件……………	7 9
閉会……………	7 9
署名議員……………	8 1

平成24年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成24年9月19日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成24年9月19日 午前9時57分 議長 村田忠文

閉会 平成24年9月19日 午後2時42分 議長 村田忠文

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	岩田	剛	11番	谷田	操
----	----	---	-----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田	清隆	議会書記	乾	浩朗
--------	----	----	------	---	----

議 会 書 記 寺 井 佳 孝

議 会 書 記 野 崎 裕 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男

副 町 長 中谷 浩三

教 育 長 松田 定

理事兼総務課長事務取扱 西島 栄治

理事兼保健医療課長事務取扱 加賀山 睦

理事兼建設課長事務取扱 中村 秀一

理事兼上下水道課長事務取扱 松山 正伸

理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西島 楠博

会 計 管 理 者 ・ 藤 林 学
会 計 課 長 兼 務

教 育 次 長 ・ 木 田 修 司
山吹ふれあいセンター所長兼務

企 画 財 政 課 長 脇 本 和 弘

税 務 課 長 中 島 一 也

住 民 福 祉 課 長 嶋 田 昌 弘

高 齢 福 祉 課 長 花 木 秀 章

保健センター所長・ 奥 山 英 高
地域包括支援センター所長兼務

建 設 課 参 事 畑 中 智 博

産 業 環 境 課 長 藤 崎 裕 司

いづみ人権交流センター所長・ 山 口 敏 彦
いづみ児童館長兼務

学 校 教 育 課 長 小 川 淳 一

社 会 教 育 課 長 ・ 木 村 坂 次
図 書 館 長 兼 務

学校給食センター所長 田村喜代一

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成24年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成24年9月19日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第10号 専決処分の報告について
- 第6 議案第33号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第7 議案第27号 井手町行政財産使用料条例制定の件
- 第8 議案第28号 井手町防災会議条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議題第29号 井手町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議題第30号 井手町立吉川道場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件
- 第11 議案第31号 平成24年度井手町一般会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第32号 平成24年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦勞さんでございます。

平成24年9月定例会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

各議員には、公私ご多用のところ、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会は、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につきましては、慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては、適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託にこたえられますよう期待します。

秋を迎えるとはいえ、まだまだ暑い日が続いておりますが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調管理に十分注意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

本日の会議に、丸山議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、平成24年9月井手町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、5番、岩田 剛議員、11番、谷田 操議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの7日間にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの7日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件4件、平成24年度補正予算2件、同意案件1件、平成23年度決算認定の件3件、専決処分

の報告案件1件、並びに一般質問は8名であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付しています議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長よりあいさつをいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成24年度もはや6カ月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債をあわせた実質交付税の配分額も7月24日に決定し、町税につきましても年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における平成24年度の財政見通しにつきましてご報告させていただきます。

本町への実質交付税の配分額は約15億2,200万円、前年度に比べ約4億4,600万円、率にして41.4%の大幅な増となっております。その理由は、平成23年度の普通交付税において、その前年度の法人町民税の増加が大きく影響し、例年より大きな減額となりましたが、平成24年度においてはそのような要因がないことから、普通交付全が大幅に増加したものであります。

また、町税の年間収入見込みであります。土地家屋の評価替えに伴う固定資産税等の落ち込みによりまして、町税全体で約8億4,000万円程度、前年度の決算額と比べまして約5,000万円、率にして約5.6%程度の減収となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第27号、井手町行政財産使用料条例制定の件ほか10件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第27号は、行政財産の目的外使用について、使用料の徴収等を定める条例の制定であります。

議案第28号及び議案第29号は、災害対策基本法の改正に伴う条例の一

部改正であります。

議案第30号は、吉川道場を解体するための条例の廃止であります。

議案第31号は、平成24年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1億44万7,000円の増で、補正後の一般会計予算は39億2,021万4,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、水無区の公民館改修補助金に300万円計上いたしますとともに、戸籍総合システムの導入に6,000万円計上いたしております。

次に、民生関係では、各種事業の精算による返還金に906万1,000円、児童虐待防止のための啓発物資の購入に56万円、それぞれ計上いたしております。

次に、衛生関係では、ポリオワクチンが経口接種から皮下接種に変更となるための費用及び事業の精算による返還金に183万3,000円、井手地区共同墓地の崩落防止調査に500万円、それぞれ計上いたしております。

次に、土木関係では、道路維持に150万円計上いたしますとともに、町の発展のために活用してほしいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして、都市開発基金に1,000万円計上いたしております。

次に、消防関係では、消防団員への退職報償金に630万7,000円計上いたしております。

次に、災害復旧関係では、6月の梅雨前線豪雨による町道12の11号線ほか工事費に250万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては国・府支出金337万7,000円、寄附金1,038万8,000円、繰入金2,287万9,000円、繰越金5,639万6,000円、諸収入630万7,000円、町債110万円計上いたしております。

議案第32号は、平成24年度介護保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第33号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第34号から議案第36号までの3件は、いずれも平成23年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算につい

て、議会の承認を得ようとするものであります。

平成23年度決算につきましては、国保会計を除くすべての会計の実質収支額は黒字となっておりますが、実質収支が赤字の国保会計は赤字補てんとして6,150万円の地方債を借り入れても、約800万円の赤字が出ており、平成24年度からの繰上充用で対応を行っております。大変深刻な財政状況にあります。今後もこのような状態が続きますと、さまざまな面に影響が出ることも予想されますので、慎重に推移を見きわめつつ、引き続き国や京都府に対して要望を行うとともに、国保運営協議会等のご意見も伺いながら、財政の健全化に努めてまいらなければならないと考えております。

報告第10号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。

議長（村田忠文） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告を受理し、それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。順次質問を許します。

村田晨吉議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 2番、村田晨吉です。さきに通告しておりました次のことについて質問をいたします。

一般に、自動車と名のつくものはエンジンの総排気量が125ccを越えるものにあつては、道路運送車両法にのっとり国土交通省管轄のもとで新規登録、所有者変更登録、廃車登録などが行われておりますが、125cc以

下の原動機を備えたものについては、いわゆる原動機付自転車、以下原付バイクと言います、と呼ばれ、国の法律ではなく、その取り扱いについては各市区町村の条例で定められており、その取扱いは一様ではありません。

井手町における原付バイクの転入、売買による名義変更や譲渡による名義変更などは、前所有者の廃車証明がない限り、ナンバープレートの交付は受けられませんが、これはまことに不便極まりないものと考えます。市区町村によっては、譲渡証明書だけでナンバープレートの交付が受けられるところもありますが、本町においてもこの方式を取り入れることはできないのでしょうか。

不便という理由の最大の原因は、廃車した原付バイクの搬送方法であります。先に廃車してしまいますと、当然ナンバープレートはありません。ナンバープレートの交付を受けないものについては、京都府道路交通規則第12条第12号の規定により、公道を走行することはできません。したがって、譲渡証明書のみで井手町でナンバープレートの交付をしてから、前所有者の居住区市町村に対して、本人の責めで旧ナンバープレートを返納させてはどうかでありましようか。本町のお考えをお伺いいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中島税務課長。

税務課長（中島一也） 村田長吉議員のご質問にお答えいたします。

原動機付自転車のナンバープレートの交付についてであります。軽自動車税は原動機付自転車等に対し、その所有者に課するものであり、課税客体を把握し、徴収を確保するために標識の交付を行っております。井手町税条例では、新たに原動機付自転車等の所有者等となった者は、標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車の提示もしくは提示にかかわると認める書類を提出し、その車体に取り付けるべく標識の交付を受けなければならないと定めています。

そうしたことから、新車の場合は標識交付申請書に販売証明書を添付いただき標識を交付しております。転入の場合は、標識交付申請書に廃車証明書を添付いただくか、旧標識を提出いただければ、標識を交付しております。

京都の場合は、町内の方同士であれば、標識交付申請書に譲渡証明書と旧標識を提出いただければ新たな標識を交付しておりますし、町外の方からの

譲渡については、譲渡証明書だけでは車体の確認ができないことから、車体の提示もしくは廃車証明書を提出いただき、標識を交付しております。

いずれにいたしましても、誤りのない現在の方法で今後も条例どおりやってまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 2番、村田晨吉です。

今の説明でわかりにくかったんですけど、私は本人の責めで旧ナンバープレートに戻してからということをするんですけども、軽自動車協会がやっておられるように、結局、返納してからという行政間同士の取り決めみたいなのをしてもろたら、ナンバープレートはこちらで、あれはアルミだったと思うんですけど、ナンバープレートをリサイクルできると思うんですけども、そういう軽自動車協会並みのような取り扱いもできないということで、解釈してよろしいのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中島税務課長。

税務課長（中島一也） 本人の責めで標識を返還されるということにつきましては、同日中に返還されるという確証もありませんし、旧市町と新市町で二重課税になるというおそれがありますことから、認められないというふうを考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 2番、村田晨吉です。

重複課税という考え方を僕、理解できないんですけども、こちらで廃車とか名義変更したということを相手側の市区町村へ連絡してあげたら、重複課税にはならないと思うんですけども。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中島税務課長。

税務課長（中島一也） 先におっしゃられたのは、本人の責めで標識を返還されるということですので、町でナンバーを引き揚げますと、標識を

引き揚げますと、旧市町へ連絡することも可能かとは思いますが、本人が持って帰られた場合、そのまま放置される可能性もあるということで、二重課税のおそれがあると申し上げた次第であります。

議長（村田忠文） 次に、森田泰雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 森田泰雄議員。

6番（森田泰雄） それでは、JR奈良線全線複線化についてであります。

JR奈良線の全線複線化は、井手町住民だけではなく、沿線住民の悲願でもあります。複線化についてはこれまで沿線5市2町で設置されましたJR奈良線複線化協議会で取り組まれ、前進が図られてまいりました。長年の間汐見町長が協議会の会長を務められ、先陣を切って頑張っておられる成果だと、深く敬意を表するところであります。

さて、先般の京都新聞など、JR奈良線の高速化、複線化については、JR西日本と京都府及び沿線市町村の3者で合意を得られたという記事を拝見いたしました。JR奈良線京都木津間34.7キロのうち、既設複線区間、京都JR藤森と宇治新田間8.2キロに加え、JR奈良線複線化に向けて14キロの調査区間、JR藤森宇治間、新田城陽間、山城多賀玉水間が決定されたことは、全線複線化に向けて大きな一歩であります。特に、城陽以南の複線化については厳しい情勢であると予測してまいりましたが、山城多賀玉水間の複線化はその礎となる大きな一歩でもあります。

JR奈良線の全線複線化については、沿線市町村の取り組みと働きかけが大事であると思います。そして、沿線住民の理解と協力を必要とするところであります。

そこで、JR西日本に対し合意をされた具体的な内容をお伺いいたします。また、今後の全線複線化に向けての取り組みをどのように考えておられるのですか。お伺いいたします。

2番目に、多賀白坂地区の開発予定についてであります。

多賀白坂地区は、放置竹林などジャングル化し、イノシシや鹿、サルなど、隣接する耕作者や住民は困っている状況であります。また、火災が起きると大変なことになると心配しております。再三質問してまいりました。しかし、ここ1年ぐらいの間に放置竹林の伐採が事業者によって進められ、ジャングル化した状況も解消され、大変喜んでいるところであります。

土地の買収が始まってから4、50年たってやっと開発が始まるのかという思いがあります。時代が変わり、高速成長のインフレ時代から低成長のデフレ時代、人口の増の時代から人口減少の時代へと、雇用も氷河期と言われる厳しい時代へと変わってまいりました。大規模な開発はほとんど見られなくなっただけでありません。

この地域は、井手町都市計画のマスタープランにおいて、産業系の市街地の開発として位置づけられ、工場などの企業を立地して、雇用対策につながる土地利用が一日も早く図れるよう、努力していくという考え方をいただいています。

課題になっていました樋門の改修も終わり、国道307の青谷バイパスから順調に進められることと思っています。

新名神高速道路の大津城陽間、八幡高槻間も今年の4月に凍結解除され、この地域の土地利用の促進が推進できる大きな要素であると考えています。8月14日の局地豪雨により、京滋バイパスは宇治トンネル東側附近の土砂崩壊により寸断され、新名神高速の早期の完成が求められるものと思います。また、JR奈良線の複線化事業は、山城多賀玉水間の複線に向けた取り組みが発表され、一段と利便性の向上が図れることと大変喜んでいただいているところであります。

私も、この白坂地区が井手町の産業の基盤となる地域として、一日も早く地元の雇用に役立ち、特に若者の多くが働ける場所になってほしいと願っているところであります。

そこで、白坂地区の開発に関連している青谷バイパスの進捗状況と、完成予定をいつ予定されているのか、お伺いいたします。

開発予定地の伐採が進んでいますが、白坂開発計画の協議は順調に進められているのか、また、工事の着手はいつごろ予定されているのか、お尋ねいたします。

開発後、企業がはりつかなければなりません。企業誘致について、どのようにかかわっておられるか、お尋ねいたします。

また、竹林の伐採が進み、イノシシや鹿、サルなどの苦情や被害件数は、多賀北部の山脇地区において、この1年間これまでと比べると、どのように変わってきましたか、お尋ねいたします。

以上であります。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 森田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のJR奈良線複線化についてであります。まずJR西日本との間で合意された内容につきましては、ことし1月にJR奈良線の高速化複線化第2期事業の共同調査実施について、JR西日本、京都府及び沿線市町と合意に至り、本年4月には当該共同調査の実施に当たっての協定を締結いたしております。

今回の調査では、JR藤森駅から宇治駅、新田駅から城陽駅、山城多賀駅から玉水駅の3区間及び京都駅と柵倉駅の2駅において、共同調査を実施することとなっております。

必要な工事期間や建設費用を算出するための共同調査が5月から進められており、秋ごろまでに調査結果が示されることとなっております。その後3者で協議をし、事業内容や費用負担などの合意が整って、第2期事業が確定することとなります。

私どもとしては、第2期事業が平成25年度から着手していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、今後の全線複線化に向けた取り組みにつきましては、まず、一日も早く第2期事業確定をし、平成25年度から事業に着手していただき、早期に完成させることに全力を上げたいと思っております。

2点目の多賀白坂地区の開発予定についてであります。議員ご指摘のように、白坂開発は雇用の場の創出、人口の定着、税収の確保などにつながるものと考えておまして、一日も早く実現できるように努力してまいりたいと思っております。

まず、青谷バイパスの進捗状況と完成予定につきましては、南京都病院側の県道との接続部及び橋梁1基はおおむね完了し、残る1基の橋梁につきましても本年度から工事に着手するとともに、開発工事の進捗にあわせ、全線の早期完成を図ることとされております。

次に、開発計画の協議につきましては、平成22年6月議会の一般質問でもお答えをしておりますが、京都府及び城陽市との連絡会議を一月に2回定期的に開催をしております。また、開発の工事につきましては、関係機関の

許可が下りた後となりますが、来年度には着手されるものと考えております。

次に、企業誘致につきましては、民間の事業者による開発でありますので、事業者により工業用地の販売等が行われることとなります。しかし、早期に雇用の場の創出が図られることが重要でありますので、京都府及び城陽市とも連携をして企業誘致に協力をしてまいりたいと考えております。

次に、山脇地区におけるイノシシや鹿、サルなどによる苦情は、現在のところ聞いておりません。

以上であります。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

6番（森田泰雄） ございません。ありがとうございます。

議長（村田忠文） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島寛道議員。

1番（西島寛道） 1番、西島寛道です。

事前に通告しておりました2点についてお伺いします。

1点目でありますけれども、いじめ問題についてであります。

滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒が自殺した事件が報道され、大きな波紋が広がりました。その内容は自殺の練習をさせられる、ハチの屍骸を食べさせられる、万引きを強要させられるなど、惨たんたるものでした。現代のいじめの特徴は、精神的、肉体的にダメージを受けるような悪質なものが多く、陰湿化、長期化など一昔前のものとは違うようです。さらに、この事件の許しがたきことは、担任教師がこれらの事実を知っていたにもかかわらず、軽い注意にとどめていたということです。これは、いじめが発覚するとその担任教師にマイナス点をつけられることをおそれ、事なかれ主義に走ったということなのではないでしょうか。

本町の教育環境を見ますと、学校ではスクールカウンセラーや心の居場所サポーターなどの取り組みがなされていて、地域においても子供見守り隊や総合型地域スポーツクラブが積極的に活動されているなど、府内でも有数の町全体で子供を育てる環境が整っていると思われれます。

しかし、このような報道がなされますと、子供を持つ保護者は当然、本町にある学校や教育委員会は本当に信頼できるのかと疑心暗鬼になると考えられます。

あってはならないことですが、本町でこのような事件が起きると、長年にわたり築き上げてきた学校教育への信頼が失われてしまいます。このような痛ましい事件は、決して起こしてはいけません。

そこでお伺いします。

本町3校の子供たちのいじめについての実態把握や、早期発見、解決に学校はどのような取り組みをなされているのか。また、大津市の事件報道以降、保護者の不安を解消すべき取り組みを学校、教育委員会は何かなされましたか。また、なされたのなら、その内容をお伺いいたします。

2点目であります。国際交流・海外派遣事業についてお伺いします。

学校教育への各自治体の取り組み格差が問題視されている中、本町の学校教育では、質の高い学力育成を目指した町内3校共同のジョイントアップ事業、また英検、漢検、数検に挑戦する生徒を支援していくチャレンジ学習など、現在子供たちの学力向上にさまざまな取り組みがなされていて、その成果に期待を寄せているところでもあります。さらに、平成25年度からは、泉ヶ丘中学校の生徒を主体とする国際交流・海外派遣事業がいよいよ開始されますが、今回の事業説明を学校長から全校生徒になされたところ、子供たちが大変興味を持つと同時に、学校全体に大変よい影響を及ぼしていると聞いております。

そこでお伺いします。

現在の海外派遣事業の進捗状況と、派遣生徒の選出方法、また、選出された派遣生徒が経済的理由で辞退することも懸念されますが、保護者の負担金などはどのように考えておられるのか、お伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 小川学校教育課長。

学校教育課長（小川淳一） 西島議員のご質問にお答えします。

1点目のいじめ問題についてであります。大津市での中学生の自殺をはじめ、この間の相次ぐ自殺報道の背景事情にいじめが懸念されるケースもありまして、事態を深刻に受けとめ、全力で取り組んでいるところでもあります。いじめの防止のためには、議員ご指摘のとおり早期発見、早期対応が重要と考えておりまして、まず、実態把握についてであります。日常の生活から

子供の変化を鋭敏に察知するとともに、教育相談やアンケートでの把握を通して、いじめの兆候を見逃すことのないように努めております。懸念される事象が発生した場合には、いち早く管理職が報告を受け、保護者と密接に連携しながら、関係の児童・生徒にいじめは絶対許される行為ではないことをしっかりわからせるよう、指導しております。

また、いじめ行為の防止だけにとどまることなく、引き続き友人関係を注視しながら良好な関係に戻るまで粘り強く取り組むことも重視しております。

教育委員会としても、直ちに報告を受け、その都度必要な指示と指導を行うなど、学校と緊密に連携して早期解決を図っているところであります。

このような中、今のところ本町においては、深刻で継続的ないじめの報告はありません。

大津市の事件報道以降の教育委員会の取り組みであります。緊急に校長会議を開催し、各学校児童・生徒の実態をさらに詳細に把握するよう指示するとともに、いじめ問題をなくすために保護者や地域から児童・生徒の情報を広く収集することと、連携、協力関係を築き上げるよう指示いたしました。また、京都府教育委員会から発行されましたいじめ防止のための保護者向け啓発リーフレットと、いじめ相談窓口を紹介した児童・生徒向けのクリアファイルを配布するとともに、いじめに特化したアンケートを9月中に実施し、一層の実態把握に努めたいと考えております。

なお、保護者向け啓発リーフレットに掲載されているいじめチェックリストにつきましては、今後とも保護者懇談会などの機会に説明し、各家庭において子供の変化に十分注意していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、深刻ないじめ問題が本町において決して発生することのないよう、学校現場と教育委員会が一体となっていじめ事象の未然防止に今後一層努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の国際交流・海外派遣事業についてであります。まず、海外派遣事業の相手校につきましては、京都府の国際課並びに自治体国際化協会シドニー事務所の紹介により、オーストラリアのシドニー市内から車で3時間ほどのメイトランド市にある学校と姉妹校盟約を結ぶこととなりました。この8月初旬には、泉ヶ丘中学校校長をはじめ3名が現地を訪問し、調印式及び下見を行ったところであります。その際、相手校で日本語を学んでい

る生徒約90名から、泉ヶ丘中学校生徒への手紙を託され、現在国際理解教育の一環として、辞書や資料を使ってそれを読み解き、返事を書かせているところであります。

次に、派遣生徒の選出方法につきましては、ことしの12月ごろから希望生徒を募り、1月から2月にかけてレポートや面接での選考期間を設けたいと考えております。そして、3月に10名程度の派遣生徒を内定し、8月には第1弾を派遣する予定としております。派遣生徒はそれぞれ1人でホームステイするということになりますので、ある程度の英会話力習得のための強化指導も必要かと考えております。

また、保護者負担についてであります。パスポート取得など個人の負担すべき経費以外の必要経費につきましては、できるだけ負担が伴わないようにしてまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島寛道議員。

1番（西島寛道） 1番、西島寛道です。

1点目ですけれども、大津市の事件以降、絶えることなくいじめ関連の報道はなされていますが、本町では引き続き学校教育の信頼が失われないよう、取り組んでいただくようお願いいたします。要望いたします。

2点目ですけれども、先月、ルーマニアでインターンシップの女子学生が殺害された痛ましい事件がありました。派遣先の治安状況などお伺いいたします。

それと、授業時間以外や休校日の子供たちの過ごし方、もし何か考えておられるのであればお伺いいたします。

それと、これは最後に要望ですけれども、子供たちが経済的理由で辞退のないように、取り組みをよろしくお願いいたします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） ただいまの西島議員のご質問にお答えいたします。

まず、治安についてであります。今回海外派遣事業を進めるに当たりましては、対象の国を選定する段階で数カ国を検討してまいりました。その中

で治安が安定しているということで、今回のオーストラリアに決定したところであります。

また、一般質問で今回お答えしましたように、シドニー郊外の町ということで、この夏に視察してきました者から報告を聞いておりますと、非常に安定した町であるということを確認しているところであります。

次に、授業時間外や休日の過ごし方についてであります。基本的にはホームステイで生徒が生活をするということで、そのホームステイ先は姉妹校に通う生徒の家庭になるわけで、その家庭の子供たちと一緒に学校に行く、また授業時間外につきましては、それらの子供たちと一緒に過ごすことや、社会見学や体験学習などをする予定となっております。

以上でございます。

議長（村田忠文） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問を行います。

まず最初に、本町における行政改革の現状と課題について質問いたします。社会情勢に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、本町においては昭和60年に井手町行政改革懇談会が設置され、同じく井手町行政改革推進本部が設置されています。そして、財政基盤の厳しい本町の行政改革に取り組み、特にごみの収集の一部民営化等が実施されるなど、経費の削減と住民サービスの向上が図られてきたところであります。

今後限られた予算の中で、住民サービスを提供するためにさらなる効率的な行政運営が望まれます。

そこで、次のことについて質問いたします。

①本町での今日までの行政改革における経費削減の主な取り組み内容と評価について。

②過去3年間の井手町行政改革懇談会及び井手町行政改革推進本部の開催回数及び主な検討、協議内容について。

③役場、学校、保育園の事務用品等物品の一括購入による経費削減の取り組みが必要と考えますが、現状はどのようにされているのか。また、町内業者の育成のために、地元で購入できるものは地元で購入する仕組みはどのよ

うにされているのか。

④今後、民間委託を検討されている事業があるのか、また、今後の行政改革の展望と課題についてお伺いたします。

次に、児童虐待発生予防対策の推進について質問いたします。

児童虐待による痛ましい事件が連日のように報道されています。平成23年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は5万9,862件で、集計を開始した平成2年度から21年連続で増加し、過去最多を更新したことが、7月26日、厚生労働省のまとめでわかりました。このように、毎年大きく増加する状況に対応して、さらなる児童虐待発生予防対策の充実が求められています。

厚生労働省では、深刻化する児童虐待について、22年度虐待を受けて死亡に至った子供の事例45例(51人)を検証したところ、死亡した子供の年齢はゼロ歳が23人(45.1%)と最も多く、3歳以下をあわせると43人(84.3%)と大部分を占めていることがわかりました。また、ゼロ歳児のうち、約7割が月齢4カ月以下ということも、20年度の検証結果でわかっています。行政がすべての子供にかかわる最初の機会が、4カ月健診であることが多いこともわかっています。

児童虐待は発見や対応がおくれるほど、親と子供の両方に対する手厚い支援が必要となることを踏まえると、早期発見、早期対応の体制を強化することは、児童虐待をなくすための必要不可欠な取り組みと言えます。厚生労働省は平成19年4月から生後4カ月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)をスタートさせています。新生児、乳児を抱える母親は、出産時の疲労や新たな育児負担により心身が不安定になりやすい上に、最近では核家族が増加していることもあり、周囲の支援を受けず社会から孤立する人がふえています。一般的に親と子の引きこもりからネグレスト(育児放棄)、さらには児童虐待へとつながるケースが多いことから、孤立化を防ぐことは児童虐待発生予防に大変効果的であると言われています。

また、これに連動する事業として、育児支援家庭訪問事業もあると聞いております。

そこで、次の点について質問いたします。

①こんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業の主な概要と本町の所管課について。

②この事業の京都府下の市町村の取り組み状況及び本町の取り組みについて。また、本町の4カ月健診の受診状況について。

③京都府内における過去3年間の年度別の児童虐待の相談件数及び虐待による死亡例があるのか。

以上、よろしくお願いたします。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事（総務課長）。

理事（西島栄治） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本町における行政改革の現状と課題についてであります。行政改革は国・地方を通じて現下の重要課題であり、本町においては平成18年3月に第3次行政改革大綱を定め、その基本方針に沿って今日まで進めてきたところであります。

一つ目の、今日までの行政改革における経費削減の主な取り組み内容と評価につきましては、まず、組織機構の見直しであります。効率的な行政措置に向けて組織の簡素化による意思決定の迅速化、施策の変化に対応できる弾力的な組織について必要な見直しを行ってまいりました。具体的には、平成20年度で部制を廃止するとともに、課の統合などの機構改革を行い、管理職については24名から22名となっております。

次に、給与等の削減策につきましては、平成18年度に調整手当の廃止、平成19年度に給料制度の是正、いわゆる渡り制度の廃止、町長等の期末勤勉手当の改正、50キロ未満地域への宿泊を伴わない出張の日当の廃止、平成21年度に自宅に係る住居手当の廃止、平成22年度に6級で55歳を超える職員の給与の減額、平成24年度に減給補償額の減額など、さまざまな抑制を行ってきたところであります。また、定員管理の適正化につきましては、行政需要の変化に応じ、効率的で柔軟な人員配置を行い、適正な定員管理に努めており、平成18年度から平成22年度の過去5年間で13名の削減を行ってきました。さらに、地方債の借り換えや繰上償還、低利の借入れを行い、補助率の高い事業の有効活用するなど、常に効率的な財政運営に努めてまいりました。

その結果、ピーク時と比較しますと職員数では昭和53年度161人が、平成24年度では109人に、人件費では平成10年度12億7,200万

円が、平成23年度では8億6,400万円に、地方債残高では平成7年度44億4,000万円が平成23年度では26億8,800万円に、公債費では平成10年度6億2,700万円が平成23年度では4億1,900万円になるなど、3割を超える削減となっており、大きな効果が予想以上に上がっております。

二つ目の、過去3年間の井手町行政改革懇談会及び井手町行政改革推進本部の開催回数及び主な検討、協議内容についてであります。現在、行政改革大綱に基づき予想以上に進捗しておりますので、懇談会等は開催しておりません。

三つ目の役場、学校、保育園の事務用品等の物品の一括購入等による経費削減の取り組みにつきましては、少量な事務用品は町内業者を中心に各所属課で購入しておりますが、コピー用紙の購入につきましては、平成21年度から入札を行い一括購入しております。

四つ目の、今後民間委託を検討されている事業があるのかについてであります。民間委託については常に行政全般にわたって検討を行っておりますが、現在のところ考えておりません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 奥山保健センター所長。

保健センター所長(奥山英高) 2点目の、児童虐待発生予防対策の推進についてであります。まず、一つ目のこんにちは赤ちゃん事業の概要につきましては、児童福祉法に基づき生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関するさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対する提供サービスにつなげ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業であります。

また、育児支援家庭訪問事業、いわゆる養育支援訪問事業の概要につきましては、こんにちは赤ちゃん事業の実施結果などで把握した、支援が必要な家庭や子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対して、養育が適切に行われるよう訪問し、相談、指導、助言、その他必要な支援を行う事業であります。

なお、本町におけるこれらの事業の所管課につきましては、保健センターであります。

次に、二つ目のこんにちは赤ちゃん事業の府内市町村の取り組み状況につきましては、26市町村中、21市町村とお聞きしております。本町の取り組みにつきましては、先ほどご説明をした概要のとおり取り組んでおります。また、養育支援訪問事業の府内市町村の取り組み状況につきましては、26市町村中、18市町村とお聞きしております。

本町の取り組みにつきましては、子育ての強い不安や孤立感などを抱える家庭や、不適切な養育状態にある家庭などに対して、個別に対応を行っております。また、4カ月健診、いわゆる乳児健診につきましては、平成23年度は49名の受診であります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 山口いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長(山口敏彦) 岡田議員のご質問にお答えいたします。

2点目のご質問の、三つ目の京都府内における過去3年間の年度別児童虐待の相談件数及び児童虐待による死亡事例があるのかにつきましては、京都府における児童虐待相談件数は、平成21年度は422件、平成22年度は528件、平成23年度は619件であります。なお、虐待による死亡事例につきましては、ありません。

以上です。

議長(村田忠文) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岡田久雄議員。

4番(岡田久雄) 4番、岡田久雄です。

ただいま児童虐待発生予防対策のところでございますけれども、京都府内における各3年間の年度別の児童虐待の相談件数をお聞きしたんですけれども、本町において過去3年間児童虐待の事例があるのか、また3年間の児童虐待の相談件数について、把握されていたら教えていただきたいと思えます。

また、本町では児童虐待の相談があったり、虐待を確認されたときは、どのような態勢で対応されているのか。また、児童虐待防止対策会議など、そのような会を開催されているのかお伺いたします。

また、先ほどの町長の話しにもありましたけど、児童虐待防止のための啓

発活動ということもありましたけども、どのような活動をされているのか、あわせてお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 山口いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長(山口敏彦) 岡田議員のご質問にお答えします。

井手町における児童虐待相談件数につきましては、平成21年度につきましては1件、平成22年度につきましては2件、平成23年度につきましては4件であります。虐待の相談がありましたから、即座に敏速に対応しているところであります。

児童虐待防止につきましては、平成19年度より井手町で開催をしているところであります。

以上です。

議長(村田忠文) 再質問ありますか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岡田久雄議員。

4番(岡田久雄) 4番、岡田久雄です。

本町では中学3年生までの医療費の完全無料化やとか、3人目の子供の保育料無料化、子育て支援センターの設置とか一時保育の実施とか、あらゆる子育て支援に大きな力を入れていただいております。大変ありがたく思っております。児童虐待、またいじめなどを根絶するには、行政の積極的な支援が必要であると思っておりますので、本町で取り組んでおられる子育て支援事業を今後もさらに充実させていただいて、保育園、学校、家庭、行政の関係機関との連携をとりながら、子供の安全・安心を確保していただくことを強く要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長(村田忠文) この際、暫時休憩いたします。11時5分から。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

岩田 剛議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 岩田 剛議員。

5 番（岩田 剛） 5 番、岩田 剛です。

既に通告しております 2 点につきまして質問いたします。

まず 1 点目であります。本町における歴史遺産、文化的遺産の取り扱いについてであります。

本町の歴史は古く、古墳時代から奈良時代にかけての歴史的遺産が多数存在いたします。歴史と自然が薫るまち井手町は我々住民が誇る資産であり、今後のまちづくりには欠かせないものであります。この、何ものにもかえがたい大事な資産を生かした観光資源の開発は、現在進められている工業団地の開発に伴う産業活性化とあわせて、今後本町の発展に大きく寄与することは間違いないと思います。

10 年後の町内への入込客 50 万人を目指すためには、観光施設の充実が欠かせないと思います。そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず 1 点目ではありますが、町指定の文化財についてであります。現在、町指定の文化財は井手の西福寺聖観音菩薩立像、それから平山古墳から出土いたしました陶棺、それから井手町の花のヤマブキ、この 3 点だけあります。しかし、町内の文化財のうち、府指定あるいは登録されている文化財は 12 件となっております。府が指定しているにもかかわらず、本町の指定文化財として登録されていないというものが多数存在をいたします。

数年前から、町指定文化財の新規登録の必要性が指摘され、一時作業が進んだかに見えましたが、その後作業は中断しているように思えます。何か問題があったのでしょうか。

本町に観光目的で来られるお客様に、自信を持って指定文化財を案内できるようにしていただきたいと思います。また、その保全管理は大変重要な作業でありまして、一刻も早く文化財保護審議会に諮問いただいて答申をいただく手続を進めていただきたいと思います。

2 点目については、町内観光地周辺の整備についてであります。本町を訪れるお客様のために、町内の文化的遺産の整備、ハイキングコース、道路の整備計画は計画的に実施されているのでしょうか。中でも特に橘諸兄旧跡への道路は大変傷みが激しく、雨の後は歩けないような状況であります。また、良弁の滝は道路から見下ろす状態で、滝を下から見上げる場所までの通路がない状態であります。まだまだ整備が行き届いていない箇所が散見されます。

今後の整備計画について、お伺いしたいと思います。

3番目であります。観光客の受け入れ態勢についてであります。役場窓口における観光客受け入れ態勢はできているのでしょうか。他市町から役場窓口に来られ、一例でありますけれども、観光地までの道順についての質問があった場合、場所や道順についての案内ができる体制になっているのでしょうか。職員が場所を把握しているのでしょうか。職員の研修も含め、文化的遺産の研修を実施する必要があるのではないかと思います。また、教育委員会と産業環境課との職務分担はどのようになっているのでしょうか。他市町からの電話や文書での問い合わせ、予約等の窓口は何課になっているのかお伺いいたします。

それから、4点目としまして、商業活性化策についてであります。

入込客に対する地元製品の販売は商業活性化のため特に重要であり、その開発と販売体制の整備はどうなっているのでしょうか。商工会との連携はどのようになっておりますか。

それから2点目ではありますが、消防団協力事業所制度の取り組みについてお伺いいたします。

全国的に消防団員の確保が非常に難しい状況になっております。幸いにも本町は定員250名に対し、団員250名、定員きっちりとなっておりますが、会社勤めの消防団員の出勤や訓練に配慮する事業所を市町村が認定する消防団協力事業所表示制度というのがありますけれども、これを導入している市町村が府内26市町村の半数以下にとどまっているという報道があります。本町ではこの制度の導入についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

一昔前は消防団員は自営業者が多く、特に問題とならなかったと思いますが、近年、消防団員は70%がサラリーマンと言われておりまして、勤務時間中の出勤や訓練に制約がありまして、欠席がちとなるというふう聞いております。団員が活動しやすい環境を整えるためにも、本制度の導入が必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

府では消防団員確保のため、府発注事業の入札や府税の優遇措置を検討するなど、各種優遇策を検討しておられると聞いておりますが、こういう府が一生懸命力を入れている事業に対して、日常、府の方から大変大きな支援をいただいている本町としましても、ぜひとも協力をして消防団員の確保がし

やすいように、この制度の導入を一日も早く取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村社会教育課長。

社会教育課長（木村坂次） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、本町における歴史遺産、文化的遺産の取り扱いについてであります。議員ご指摘のように、歴史的遺産に恵まれた本町においては、現在国指定史跡の大安寺旧境内附石橋瓦窯跡をはじめ、京都府指定や京都府登録の文化財、環境保全地区、文化的景観など歴史的、文化的な遺産が数多く存在しています。

まず、ご質問の京都府が指定する文化財を井手町でも文化財として登録する件についてであります。京都府の文化財指定は京都府登録文化財に関する規則第2条で、文化財保護法または条例による指定を受けた文化財を除くとなっております。既に市や町で指定をしているものについては解除することを前提に指定がされておりますし、また、府の文化財指定を受けたものを重ねて市や町が指定することは避けることとされております。したがって、京都府が指定等をされた文化財については、指定をしていないところであります。

また、町指定文化財の新規選定につきましては、平成12年2月以降新規の指定をしていないところであります。この間、石橋瓦窯跡や井手寺の長期間にわたる発掘調査に文化財保護事業のウエイトがかかる中で、どうしてもおくれおくれになってきた状況にあります。

次に、今後の町文化財指定についてであります。本年8月の井手町文化財保護審議会でのこれまでの検討を踏まえて、指定文化財の新規指定手続を進めていくことが確認され、現在今年度内の指定に向けて町教育委員会の諮問のための事務を進めているところであります。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村理事（建設課長）。

理事（中村秀一） 1点目の二つ目の町内観光地周辺の整備についてであります。私の方からは道路整備に関することについてお答えいたします。

まず、ハイキングコースの町道部につきましては、通常の町道の維持管理同様、豪雨などの後にはパトロールを実施しまして、傷んだ部分につきましては補修をしているところであります。

また、道路の整備は計画的に実施されているのかにつきましては、本年度より計画的に歴史と自然が薫る道づくり事業に取り組むこととしておりまして、本年度は六角井戸周辺の整備を予定しております。

次に、橘諸兄旧跡周辺道路につきましては、8月14日の豪雨によりまして、コンクリート舗装以外の地道は洗掘され歩きづらい状況になりましたので、補修を行ったところであります。

次に、良弁の滝につきましては、地形の問題から滝を見上げる場所への通路の開設は大変難しいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 藤崎産業環境課長。

産業環境課長(藤崎裕司) 三つ目の観光客の受け入れ態勢についてであります。まず、役場窓口における観光客受け入れ態勢につきましては、窓口で観光パンフレットを置いて案内を行っております。また、不明な点、窓口で対応できない場合には、産業環境課や教育委員会で対応しております。

次に、職員の研修につきましては、新規採用時の研修の中で、観光施設であるまちづくりセンター椿坂や万灯呂山展望台などを含めて町内公共施設を紹介するとともに、観光パンフレットを使った研修を行っております。

次に、より一層わかりやすい案内につきましては、役場から各観光施設や公共施設までの距離と方向を示した案内図を作成し、窓口で配置してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会と産業環境課の職務分担につきましては、文化財は教育委員会で、観光は産業環境課で行っております。また、他市町からの電話や文書での問い合わせも同様であります。

次に、四つ目の商業活性化策についてであります。まず、特産品の開発につきましては、商工会やまちづくり団体が井手町のタケノコを使った加工品や、特産の抹茶、ミカン、柿を使ったサブレ、米を使った手づくりみそなどがありまして、さらに最近では地元でとれた蜂蜜を使ったかりんとう、ゴマ味、一味味、抹茶味など新たな商品の開発にも意欲的に取り組んでおられ

ます。それらの商品の販売につきましては、まちづくりセンター椿坂や農産物直売所なごやか市、玉水駅前休憩所さくらなどを中心に販売されているところであります。

次に、商工会との連携につきましては、商工会が主催している井手町商店街シンボルキャラクター開発事業によるいでたんの開発や、商工会活性化ビジョン策定委員会による100円商店街事業の開催に向けた取り組みなどに協力するとともに、本町主催事業では井手町桜まつりや井手町文化祭などに協力をいただくなど、連携をとってきております。

今後もさまざまな機会で商工会と連携し、町内の商工業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 西島理事（総務課長）。

理事（西島栄治） 2点目の消防団協力事業所制度の取り組みについてであります。幸い本町では議員ご指摘のとおり、消防団の幹部の努力や住民のご協力などによりまして、消防団員が定数どおりの250人を確保できております。また、現在のところ町内の事業所の協力によって、消防団活動に支障が出ていないことから、今のところ協力事業所制度については考えておりません。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 岩田議員。

5番（岩田 剛） 指定文化財の件ですが、指定文化財の候補といいますが、今挙がっているものをざっと見せていただいているんですが、蛙塚からJR玉水駅のホームの水害の石、こういうものまで大体これで19カ所あるんですが、このうち、ことし町指定文化財として諮問される分はどこどこを予定されておるのか、その理由、教えてください。

それと、1の2の良弁の滝ですけども、これは井手町の住民の方も良弁の滝の場所がどこにあるのか、こんな滝がどこにあんねんやと、全く知らない。名前も知らんし、場所も知らんという人がほとんどでありまして、住人に聞いたら7、8人の方は全く知らない状態であります。現場に行きましても草ぼうぼうで全く見えない。わずかに石の碑が立っておるところで、それこそ、

じっと目を凝らして見ないとわからないようなことになっております。せめてあそこに、いわゆる説明板、良弁の滝のいわれと言いますか、そういうものを。これは大変重要な史跡だと思いますので、ぜひとも案内板をしっかりとつけてもらって、これはどういういわれがあるのかということも含めて、教育委員会の方で対応していただきたいなというふうに思います。

それから、商業活性化策に関しましては、今、井手町に入込客として入っておられる方が、井手町に一人頭平均してどれぐらい落としていかれるのか。私の計算でいきますと、1人157円になってるんですけど。町の方で把握されている数字は少し違うかも知れませんが、ちょっとその辺、もし出たら教えてください。多くても200円前後じゃないかというふうに思うんですが。参考までに申し上げますと、南山城村ですが、1人3,800円、観光客が落として帰る。どういう数字を割り算しているのかわかりませんが、余りにも違いすぎますので。これ、50万人入込客があつて、1人1,000円落としていただくと、ものすごい数字になるんです。商業活性化に大きく貢献するだろうというふうに思うんです。

先ほどお話しがありましたけども、特産品の開発をやっていただいているということではありますが、これの販売をする場所を、まちづくりセンターのところで販売すると言っても限界がありまして、スペース的にも。やはり商工会が中心となって、そういう特産品を売る場所をどこかに設定できないのかなと。ある程度のスペースを確保してもらえないかなというふうに、そういう思いがあるんです。もちろん人の問題もありますから、なかなか難しいかとは思いますが、あこへ行ったら井手町の特産品が全部そろってるというふうな場所をぜひともつくっていただきたいなと。一番いいのは駅の近辺と、それから椿坂。これは井手町の誇る施設でありますので、椿坂の周辺に何かそういうきちっとした販売ブースを設けていただけたら、非常にうれしいなというふうに思います。

それから、消防団の協力事業所制度の取り組みですが、本町は取り組まないということのようではありますが、これは何か障害があるんですかね、取り組むことによる、何か負担が非常に大きくなるとか。取り組んでもええんじゃないかなというふうに、私は個人的に思うんですけど。やっぱり府が一生懸命力を入れてやってることで町が損しないことは、どんどんやっていったらええと思うんです。将来のことを考えながら、今は250人きっちりいて

くれますけれども、少子高齢化の中で消防団員の確保はだんだん難しくなっていますから、事業所にもそういう協力をいただくことによって、メリットをつけることによって消防団員の確保がやりやすいように、バックアップをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、何か障害があるんだったら教えてください。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) ただいまの岩田議員さんのご質問でございますが、文化財の指定に向けましては、先ほどお答えいたしましたように、現在諮問のための事務を進めております。それは、先ほど言われました候補地19カ所ございまして、それ以外にもいろいろ論議されているところでございます。今後、そのうちの場所をするか、またどういう理由でするかということにつきましては、今後教育委員会の方で詰めていきたいというふうに考えております。

また、良弁の看板のことを教育委員会というご質問でございましたが、ここについてはまだ文化財指定はされておられませんので、観光の一環としての看板の設置になるのかなというふうに考えますので、産業環境課の方と十分協議しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事(総務課長)。

理事(西島栄治) 4点目の消防団の制度の関係であります。障害があるのかということでもありますけれども、先ほども答えたように、消防団の幹部の協力、また地元の事業所の協力があって、今、団員確保ができてます。確かに議員がおっしゃるとおりでございますが、今後はどういう団員の推移になるかということでもありますので、今後団とも協議しながら、ただ、井手町の場合、事業所がかなり少ない、また零細事業所が多くということでもありますので、本当に認定の事業所がそぐうのかどうかということも検討しながら、消防団と協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 入込客と観光消費額のご質問でございますが、毎年京都府が観光入込客と観光消費額の動向を調査しておられまして、それに報告したものです。平成23年1月から12月までの井手町の入込客数は14施設で32万5,642人、観光消費額につきましては9,611万2,000円、1人当たり295円となっています。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 岩田議員の、特産品の販売場所、大きく言えば商業活性化の商工会との連携でございますが、まず現在の販売場所、先ほど課長がお答えしたとおりで、それで今定着しつつございます。そこは手狭やとかいうことになりますと、また特産品の販売の場所をとということになるかと思いますが、現在のところそういう状況でもないのかなと。ただ、将来50万人の入込客ということになりますと、当然そういうことも議題として検討していく。そのためにまず今考えておりますのは、商工会の事務局と本庁の担当課を含めまして、時としては私も入りまして、月2とか年に何回かという連携会議を定期的に持ちながら、現在の商工会でお考えいただいていることなり、町が考えている方向性なりも説明とともに報告も聞きながら協議して、連携しながらよりよい実現性のあるプランを立てていきたいというふうに考えております。

以上であります。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田 剛議員。

5番（岩田 剛） 先ほども申し上げましたけども、入込客にどれだけお金を落としてもらうかというのが非常に大きな問題やと思いますので、何かそれにつながる施策を、商工会と連携していただいて、行政が全部できませんので、商工会に力を発揮していただいてどんどんお金が落ちる仕組みをつくらせていただきたいなと思います。

それと、事業所制度の方ですが、これは白坂開発も含めまして、あそこに来られる事業者、これから将来入ってこられるわけですが、何事業所入ってくるかわかりませんが、その辺はターゲットと言うとおかしいが、今町

内には事業所は少ないですけども、あそこに入ってきますとかなりの数になりますから、その辺を見据えてひとつ、できるだけ消防団員がうまく確保できるように協力をいただくというふうなことで、制度の取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（村田忠文） 要望でよろしいですか。

5 番（岩田 剛） はい。

議長（村田忠文） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村武壽議員。

1 2 番（木村武壽） 1 2 番、木村武壽です。

通告に基づきまして、一般質問をいたします。

まず 1 点目でございます。1 点目は井手町におけるいじめ問題についてでございます。

最近、いつの新聞を見ておりましたが、大津市で起きたいじめによる自殺事件に近い状況が、各地で連鎖反応のようにあらわれていると思います。我々の子供のころは、一概には言われなくてもかもしれませんが、世の中全体が高度成長の波にのまれ、働くことに生きがいを感じて、陰湿ないじめ等している暇がなかったように思われます。また、我々の中学のころを思い起こしますと、番長みたいなのがいて校舎のガラスを割ったり隣の中学校へ殴り込みを掛けていたりしたことを思い出しますが、対物的であり、先生がすべて解決されたように思い出します。

同僚、また友達をいじめる、ましてや自殺の練習をさせたり、金品をせびるなんて到底考えることのできない時代であったと思います。

いじめの原因、本質は、大津市のいじめ事件でクローズアップされたのは、いじめという現象の前になすすべもなく立ちすくむ日本社会の姿、教育現場では管理職や教育委員会、保護者、生徒との板挟みになる教員が、慢性的な過重労働や管理強化の中で、生徒間の問題に効果的に対処できない現実があると、あるブログで書かれてありました。そのような一面もあると思います。井手町の方へ目を向けたいと思います。

最近、小・中学校におきましても、陰湿まではいかないと思いますが、軽く新聞のまねをして喜んでいる子供がいると聞いております。気のついただ

れかが傷の浅いうちに芽を摘み取ることができたら、何か考える暇をほかのものに転換させることができたらと思っております。現在の3校の状況をお尋ねいたします。

また、子供は勉強がすべてではないと思いますが、学力テストの結果が発表されまして、府教委から結果をもとに指導するよう通達が出ていると思いますが、いつも学力テストの上位組は塾のない小さな田舎の町だと聞いておりますが、認識されておりますか。井手っ子は今回学力テストに参加されましたか。実力の方はどうでございましたか。これからの指導方法をお尋ねいたします。

次に、建設業務処理の簡素化についてであります。京都府建設交通部では、公共工事コスト縮減対策新行動計画に引き続きまして、平成23年6月に公共事業効率的実施プログラム（案）を策定しました。過度のコスト縮減は品質の低下を起こす可能性のあることから、公共事業効率的実施プログラム（案）ではスピード、コスト、品質の三つの観点から公共事業の進め方を改善することにより、良質な社会資本を効率的に整備、維持し、府民満足の最大化を目指して、総合的なコスト構造改善を取り組むこととしておりますが、これも担当する人材がいてこそできるプランであります。制度等や規則等が変わるたびに担当者がすぐに処理をして公表されております。

そこで、次のことについてお尋ねいたします。

井手町でも京都府に準じて工事等の指導をされていると聞いておりますが、井手町独自の制度や規則があるのかお尋ねいたします。

また、その制度や規則が変わったときには、すぐに処理しているのかお尋ねもいたします。

また京都府では、平成21年1月13日より工事書類の簡素化について取り組んでおられますが、井手町での基本的な考え方と現状についてお尋ねをします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 小川学校教育課長。

学校教育課長（小川淳一） 木村議員のご質問にお答えします。

1点目の井手町におけるいじめ問題についてであります。先ほどもお答

えしましたとおり、いじめ問題に係る今日の事態を深刻に受けとめておりまして、文部科学省が強調しているいじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうるものであるという危機意識をもって、取り組んでまいりたいと考えております。

まず3校の現状についてであります。本町の小・中学校でもいじめにつながりかねない事象として、からかいや仲間外し、度を過ぎたいたずらなどがあり、いち早く察知し事実を正確に把握して、保護者とも連携した指導を進めておりますので、今のところ継続的で深刻ないじめの報告はありません。

また、取り組みに当たっては、教職員が1人で抱え込むことなく、管理職がいち早く報告を受け、学校全体として組織的に取り組みを進めております。教育委員会としても、直ちに報告を受け、その都度必要な指示と指導を行うなど、学校と緊密に連携して早期解決を図っているところであります。

早期発見、早期対応の取り組みとともに、議員ご指摘のとおり、いじめ防止のためにも児童・生徒の興味、関心を望ましい方向に向けることが重要と考えておりまして、将来の進路に向かって一生懸命学習することや、クラブ活動でしっかり汗を流すこと、また、仲間と協力して体育大会や運動会をつくり上げるなど、集団活動を重視した取り組みを進めていくことが大切であると考えております。

次に、2点目の全国学力・学習状況調査についてのご質問にお答えします。

まず、参加状況であります。本町では抽出校として井手小学校が受検し、多賀小学校と泉ヶ丘中学校は希望利用校として実施いたしました。

学力の状況につきましてはおおむね全国と似た傾向にあり、基礎的、基本的な知識、技能の定着に比べて、思考力、判断力、表現力などといった知識を活用する力が弱い児童・生徒がやや多い傾向がうかがえます。

これからの指導方法についてであります。全国学力・学習状況調査で上位に位置した県では、日常の授業づくりや家庭、地域との連携を重視されており、家庭においてはテレビ視聴時間が少なく、学習時間が多いと伺っております。

本町におきましても、引き続きジョイントアップ推進事業の中で、小・中学校合同の授業研究会を実施し、わかりやすい授業づくりの研究と実践を一層深めてまいりたいと考えております。また、児童・生徒の意欲を育てながら英語検定や漢字検定、数学検定などのさらに高い目標にチャレンジさせる

とともに、学力に深刻な課題が見られる場合は授業や放課後などの補修において、一人一人の学習の進み具合に応じて指導を工夫したり、家庭とも連携を図りながら生活習慣や家庭学習習慣の改善を図ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事(建設課長)。

理事(中村秀一) 2点目の建設業務書類の簡素化についてであります。まず、井手町独自の制度や規則につきましては、工事などの管理基準は基本的に京都府基準に準拠しております。町独自では定めておりません。ただし、工事ごとに規定する事項につきましては、特記仕様書にして定めております。また、準拠している京都府の制度や規則は、変更となった場合の対応につきましては、改正の通知などがあり次第、対応することとしております。

次に、工事書類の簡素化につきまして、京都府では平成21年1月13日以降手続を開始する工事について、1、提出書類の明確化、2、提示する書類の明確化、3、電子メールの活用、4、様式の変更・追加について、工事書類の簡素化が図られました。本町は京都府基準に準拠していることから、京都府が実施している工事書類の簡素化を反映させた、平成22年4月作成の京都府土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木工事施工管理基準を採用しているところであります。

以上です。

議長(村田忠文) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村武壽議員。

12番(木村武壽) 1点目のいじめ問題でございますが、この前、井手小のPTAより相談がありましたので、再度教育委員会の方で聞いていただいて、小さな間に摘み取っていただいた方がええと思いますので、その辺だけ要望しておきます。

以上です。

議長(村田忠文) 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊 陽議員。

10番(中坊 陽) 10番、中坊 陽です。

事前通告しております4点についてお伺いいたします。

1点目として、山背古道についてお伺いいたします。

木津川右岸地域を南北に通る古代の道山背古道は、多くのハイキング客などが利用され、地域活性化にも生かされています。城陽市、木津川市、井手町で構成する山背古道推進協議会が構成され、ウォーキングイベントなどにも取り組まれています。そこで、年間の利用者数と、この区間の全距離、本町区間の距離は幾らか、お伺いします。

本町の区間の中で、人の行き違いや歩行にも危険な箇所があり、早急な改善が必要と考えています。今後の整備予定についてお伺いいたします。

2点目に、駅前の整備充実についてお伺いします。JR駅前を整備して、住民の利用促進や入込客の増加に努めていただきたいと考えています。その中で、現状の駅前には時計が設置されていません。住民や入込客へのサービスや防犯面でも、駅前に時計を設置してはと思いますが、考えをお伺いします。

三つ目として、白坂開発に伴う古墳調査についてお伺いします。

白坂開発計画の住民説明会が行われたようですが、開発事業着手前の井手町にある茶臼塚古墳などの古墳調査が行われています。この事業の主体は井手町で行われていますか。今日までの調査結果と雇用対策について、井手町民雇用がなされていますか、お伺いいたします。

4番目として、公債法案の影響についてお伺いします。

国会空転の影響で、赤字国債発行に必要な公債発行特例法案の審議が進んでいません。本年度の予算が執行されており、この公債法案が成立しなければ地方行政や国民生活に影響が出ます。そこで、このまま公債法案が成立しない場合の、本町への影響と対策についてお伺いいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の山背古道についてであります。まず、ハイキング客の年間の利用者数につきましては把握することができませんが、ウォーキングイベントで申し上げますと、平成23年度の春のウォーキングでは540名、秋のウ

オーキングでは561名、合計1,101名であります。

次に、山背古道の距離につきましては約25キロメートルで、井手町内野距離は約5キロメートルであります。なお、今後の整備予定につきましては、道路の状況も確認しながら必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に4点目の公債法案の影響についてであります。まず、普通交付税は地方交付税法の規定により毎年度4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付されることとなっております。4月分、6月分は既に交付されており、9月分につきましても、特例公債法案は未成立であるものの、今月7日付で市町村分は満額で交付決定されてきたところであります。なお、11月分についてはどのようになるかわかりませんが、たとえ交付がおくれたとしても、本町の場合は年内の財政運営には何ら支障ないものと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事(建設課長)。

理事(中村秀一) 2点目の駅前の整備充実についてであります。駅前や駅舎の整備にあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村社会教育課長。

社会教育課長(木村坂次) 3点目の白坂開発に伴う古墳調査についてであります。白坂地区の開発区域内には茶臼塚古墳、上戸塚古墳、東北山遺跡、上り坂古墳群の四つの古墳・遺跡があります。

まず、事業主体についてであります。開発区域内の埋蔵文化財発掘調査は、開発業者から井手町に対して発掘調査依頼が出され、井手町教育委員会が実施しているものであります。また、城陽市に対しても同様の手続がされており、発掘調査の実施主体は両教育委員会となっております。

現地での具体的な調査作業は、井手町・城陽市の教育委員会が合同で管理監督し、開発業者から委託を受けた発掘調査を専門とする調査会社により実施しております。

次に、今日までの調査結果につきましては、茶臼塚古墳は現場での発掘をほぼ完了しております。記者発表と現地説明会の開催に向けまして、現在準備を進めているところであります。また、上戸塚古墳は京都府教育委員会

の文化財保護課職員にも助言、協力をしていただき、試掘を行いました。所在を特定することができなかつたということで、調査は終了しております。また、東北山遺跡につきましては、遺跡の北側と西側の一部の試掘を実施し、遺構を調査したところ、比較的新しい時代のものようですが、この遺跡は広範囲に及ぶことから、引き続き南側と東側などの調査をすることとしております。また、上り坂古墳群につきましては、遺跡地図では開発区域の南東附近に分布していることとなっておりますので、今後の開発の進捗にあわせて発掘調査を実施することとしております。

次に、井手町住民の雇用についてであります。開発業者と井手町が交わした覚書に、発掘調査全般に要する作業員、調査補助員、調査整理員、重機発掘調査資材及び消耗品等については、開発業者が提供するとされておまして、このもとに開発業者の責任において調査会社と契約され、調査会社が雇用されている作業員が派遣されているものであります。なお、その中には井手町在住者は雇用されていないと聞いております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 白坂の古墳について再質問いたします。

調査会社に調査の依頼ということだったんですけど、開発業者と覚書までして、町内雇用がなされるような覚書はできなかったんでしょうか。こういう時期ですので、1人でも、物品も含めてですけども、町民雇用がされるようにできなかったものか、再度お伺いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 中坊議員の町内在住者の雇用についてでございますが、この事業につきましては、開発業者が直接執行するというので、それを管理監督しております。今まで町の方でしてきました井手寺とか石橋などにつきましては、町で予算化をしてその中で雇用していくという形態をとっておりますので、地元住民さんを採用していくという検討をしております。なお、この調査会社につきましては、それぞれ会社の中に従業員を抱えておられまして、その専門的な技術を持った方がされているということで、進められているものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊 陽議員。

10番(中坊 陽) 再度になるんですけど、くどいようですけど、この調査会社は町外ということで、町内ではそういう業者はないということですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 町内にはそのような業者がありませんでして、この開発業者の方が自分ところの会社の中で検討され、採用、委託契約をされたということに聞いております。

議長(村田忠文) この際、暫時休憩します。13時から再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時57分

議長(村田忠文) 少し早いようですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきますと思います。

休憩前に引き続き、再開いたします。

谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

質問通告に基づいて、3点についてお伺いいたします。

1番目は豪雨対策についてです。8月14日の早朝をピークに、井手町内梅ノ木原の観測で時間雨量97ミリという猛烈な豪雨を記録しました。宇治市など府南部各地で河川やため池の決壊、はんらん、土砂崩れが起り、住宅の流出で犠牲者が出るなど、大変な被害になりました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、今なお行方不明の方の一刻も早い発見と被害に遭われたすべての皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

今まで水害に遭ったことのない地域で、住宅地に土砂が流入し、床上・床下浸水するなど、かつてない事態が起こったのが今回の水害の特徴でありました。災害直後から宇治市内で実態調査に当たってこられた市民団体で宇治防災を考える市民の会の皆さんか声明を出されておまして、今回の水害の背景には間違いなく山地・丘陵部の開発がありますと断じておられます。宅

地化した地域の排水は、既存の農業用水路や旧来のままの河川用水路につながられ、下流に行くほど排水の負荷が増す状態にありましたと、原因を分析されています。決壊したりはらんした箇所は、橋に立木が引っかかり流れがせきとめられて、一気に住宅地にあふれたとか、府道の下をくぐる暗渠になっているところもあったわけですけれども、流木と土砂がその暗渠の中に堆積をしていたというような調査結果も発表されています。

こういう事実から教訓を引き出して、本町でも防災に生かすことが必要だと考えます。そのために、以下の4点について緊急に実施すべきと考えますが、町長のご見解を伺いたいと思います。

まず第1に、町内の被害実態をきめ細かく聞き取って、今後の防災計画に生かすということが必要ではないでしょうか。

2点目に、関係機関と協力をして、町内を流れる4河川、天井川の緊急点検を行うということ。

3点目に、町内の中・小河川、農業用水路、下排水路、道路わきなどの土砂やごみの浚渫をするということ。

4点目に、河川の上流部や山間地でも雨量が測定できるような仕組みをつくることを求めたいと思います。

2点目に、白坂開発についてであります。

白坂地区の民間開発計画について、さまざまな住民不安にしっかり応えることなく行われる開発には同意できません。

以下5点についてお聞きします。

9月4日に住民説明会が行われたわけですけれども、その対象となる区域が絞られまして、町内全域はおろか多賀地区にも全域に案内をされていない。その前に先立って、議員に対する説明というのが建設課から行われましたけれども、それも私は地元ではないということで対象にされないというようなことがありましたが、町内全域を対象に改めて説明を行うべきではないか。余りに対象区域が絞られておりまして、情報公開とは言えないと思います。

2点目。20ヘクタールもの大規模開発で、山地の保水力が奪われるということが懸念されます。排水計画が、今回のこのお盆豪雨のような豪雨を想定したものになっているのか。一体何年に1回の雨に耐えられるような、そういう計算になっているのかということをお伺いしたいと思います。

3点目に、多賀地区側につくられる計画になっている雨水をためる調整池

ですけれども、この調整池からの排水は乗越川という小さい準用河川でありますけれども、乗越川に流される計画になってはいますが、現状の乗越川をずっと見ますと、上流にはごみや土砂が堆積をしております。中間部、最下流の方は民間の工場や事業所の中を流れているということで、管理が非常に難しい川であります。一部は南側に住宅地がありまして、その住宅地よりも河床が高い天井川になっております。暗渠部分も最近ふえております。どうい
う改修計画を持っているのか。この乗越川改修なしには、この計画は不安が
いっぱいと言わざるを得ません。

4点目。既に白坂地区では樹木の伐採が始まっておりまして、現場を調査
いたしましたけれども、新しくたまったと思われるような泥とか竹が、乗越
川の、役場の地図では川とは呼ばない、自然の谷となっているところに流れ
込んでおりまして、これは浚渫しないといけないと思うわけですが、開発計
画が認可される前にこういう事業を始めておられるということについては、
行政指導はどうなっているのか。行政指導するべきではないのかという点。

5点目に、仮に万全の防災対策をとった上で開発されるということになる
にしろ、民間開発といえどもインフラの整備や周辺の整備には多額の公費が
つき込まれることとなります。不景気の続く中で、固定資産税や法人住民税
の期待のできる、また町内雇用に役立つ、そして何よりも公害がない、そ
うい
う企業を誘致できるのか。費用対効果の面で、工業団地用地としての将来
性は見込めるのかどうかをお聞きいたします。

3点目に、学校給食についてであります。

昨年
から町内の小・中学校の夏季休業が短縮をされまして、ことしの場合
は8月27日から2月期が始まるということになりましたが、ところが27
日から31日までの5日間は学校給食が実施されませんでした。特に、中学
校ではクラブ活動や体育祭の準備などで、午後も学校で活動する生徒が多い
わけで、弁当を持参させることができないというような家庭もあると思
うん
ですが、昼食の実態はどうだったのか。学校給食は教育の一環であり、始業
日が早まれば当然給食開始も早めるべきではないか。教育委員会でどうい
う
検討をされたのか。保護者にはどう説明し受けとめはどうか。子供たち
の反応などをお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（村田忠文） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事(総務課長)。

理事(西島栄治) 谷田議員のご質問にお答えします。

1点目の豪雨対策についての、一つ目の町内の被害実態を防災計画に生かすことについてであります。今回の豪雨では本町の場合、時間雨量97ミリを記録したものの、被害は出ませんでした。なお、本町ではこれまでから豪雨の後に速やかに現地調査や聞き取りなどを行いながら、被害状況の把握に努め、必要なものについては既に対処してきているところであります。

四つ目の河川上流部、山間地の雨量を測定できる仕組みをつくることですが、京都府ではおおむね半径5キロメートルをカバーするための雨量計を設置していると聞いておりまして、井手町にも平成8年3月に設置されております。本町の大部分がその範囲に入っていることから、新たな雨量計の設置は考えていないとのこととあります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事(建設課長)。

理事(中村秀一) 豪雨対策に関する質問のうち、1点目の二つ目及び三つ目についてお答えいたします。

まず、四つの天井川の緊急点検につきましては、いずれも京都府の管理河川であり、京都府南部地域豪雨以降、既に京都府が2度にわたり緊急点検を実施されたと伺っております。

次に、水路などの浚渫につきましては、職員による点検、パトロール、また住民の方からの連絡により、必要に応じて浚渫などを行っております。

2点目の、白坂開発についてであります。まず、9月4日の都市計画の説明会につきましては、白坂開発計画は井手町と城陽市にまたがる開発であることから、城陽市とも協議をし、都市計画変更を行う区域に隣接している区や自治会に案内をいたしております。

次に、排水計画につきましては、京都府の技術基準により計画され、一たん調整池でため、計画的に決まった量を乗越川に流すこととなります。なお、今回の京都府南部地域豪雨でも適切に処理できる構造となっております。

次に、準用河川乗越川の改修計画につきましては、開発に伴う改修は考えておりませんが、これまでから申し上げていますように、下浜樋門の断面を

広げ、かつ河床を下げる改築工事が完了されていますので、樋門に流入する河川全体の調査を実施したいと考えております。

次に、樹木の伐採につきましては、法令上の手続を行った上で、埋蔵文化財の発掘調査が行われています。

次に、工業団地としての将来性につきましては、京阪神の各都市との間で非常に交通の便がよいことから、企業の立地には大変有利な条件を有していると伺っております。なお、インフラ、周辺整備に多額の公費がつき込まれるとのご質問ですが、そのようなことは考えておりません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 田村学校給食センター所長。

学校給食センター所長(田村喜代一) 3点目の学校給食についてであります。2学期の給食の開始につきましては、昨年から2学期の始業を8月27日としているところです。夏休みという長期休業から2学期へのスムーズな移行を図るため、学校において検討された結果を踏まえて、8月中は午前中授業とし、学校給食は9月からのスタートとしたものであります。なお、従来の9月1日始業のころも、2学期当初には午前中授業日を設けており、その場合も給食は実施をしておりません。中学校においてはこの期間、午後、運動クラブ系の1、2年生や体育祭の準備をする役員など、一部の生徒が午後も活動することがありますが、活動時間の関係で弁当が必要な場合は、前もって連絡をしており、食事をせずに活動をしている生徒はいないと聞いております。また、保護者には学校だよりや給食献立表を配布し、2学期の開始日をお知らせしておりますが、この期間中の給食実施について児童・生徒・保護者から教育委員会、学校に特段の声は届いておりませんので、ご理解をいただいているものと思っております。

議長(村田忠文) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 町内のお盆のときの豪雨の被害状況ですけど、今、被害は出なかったと言われたんですけども、京都府の発表した、ホームページに出ていたものを見れば、高神社のといが落ちたとかかわらが落ちたとか、それから福祉施設で町内に一部水が入ったとか、府の方の報告には書いてあ

るんですけれども、町はそういうことを把握してないんですか。それを府に報告したのは、町が報告したのではないんですか。

さらに、そこに書かれていないことでも、いろいろ伺いますと、多賀の南部地域の農地というのは非常に低いところが多いですので、JRの線路の東側なんかで農地が冠水をしてつくっていたものがだめになったとか、JRの下を水路がくぐっているわけですが、そこが詰まっているのでどうしても農地に水があふれてきたというようなことも聞いてますし、北部地域でも事業所さんで一部低い地域に工場がありまして、その中へ水が浸透してきて商品が一部だめになったというようなことも、直接お聞きしに伺いますとそういうのがいろいろ出てくるんですけれども、井手地域の24号線沿いの住宅でも、明け方だったのでなかなか町に電話をするのも気が引けた、しばらくすると引いていったので何も言わなかった、けども家の前の道路が冠水をして玄関の床下ですけれども水が入ってきたというようなことは、個別にはいろいろ聞いているんです。だからそういうのはあると思うんです。土のうを積んではるようなお宅もありましたので、やっぱり入ってきたらかなんということでも事前に土のうを積まれたりとか、そういう対応をされて被害が出なかったものはいいんですけれども、細かく聞いてこういうところ対策必要やなというのは、生かしていかなあかんと思いますから、出なかったということで済ませないで、どうですかと、そういうことは区長さんなりを通して何か聞いておられませんかというようなことも、調査は当然するべきではないかなと思います。京都府の報告に上がっていた分はどうかというのを、再度お聞きをしたいと思います。

それと、白坂の問題ですけれども、私は住民説明会に行きましたけども、なぜ町内全域に案内してないのかという声は、その説明会でも冒頭出ましたし、それは近接区だけとおっしゃいますけど、町長が午前中におっしゃったみたいに、白坂開発は雇用や人口減対策や税収の確保やというようことでもやるんやとおっしゃってるわけですから、そんなん町内みんなにかかわることでもありますし、どういう計画になっているのかというのは住民の関心の高いことでもありますから、広く案内してもらって当然ではないか。町の方は線引きの変更についての説明やと言われるんですけども、線引きが必要になるのはなぜかと言ったらこういう開発計画があるからなわけで、ですから、開発計画はまた後で開発審でじっくり細かいところまでやるんや、とにかく

線引きだけオーケーしてくださいみたいなやり方はおかしいんじゃないか。それは井手町で言うたら、既に工業用の地域というのは広くあるわけです。そこは置いといて山間部の方で開発をするというのには、やはり住民の方に全く不安がないというようなことをしっかり説明できる形でないとあかんと思うんです。やっぱり今のこの計画やと不安があるんですけど、一番の不安は調整池がもつのかというようなことです。今回、宇治市がかなり被害が大きかったので、城陽の被害のことがなかなか報道されてない面もあるかと思うんですけども、城陽市の東部の住宅地を開発されるときに、やっぱり指導で調整池がつくられてる。その一つが、正道池という池があるわけですけども、その池が今回の豪雨であふれた。そこは時間雨量52ミリの限度でつくってあった池なんだけれども、ふだんは私もよく行きますが全然水がありません。グランドゴルフ場とか、そこにあるコミセンの車の駐車に使っておられるような感じで、全く水がないんです。それがあふれたというので、本当に私もびっくりですけども、そこで1万8,800トンはいけるという計算になってるんです。城陽で降った雨というのは、5年確率の雨量52ミリというのと、ちょうど同じ雨量だったと。時間雨量は。しかし、12時間で300ミリ降ったということであふれたわけです。そうしますと、京都府の指導基準で十分これはつくられていると思うんですね、正道池だって。ところがそういうものが想定外の雨によってあふれたということがあるので、本当に念には念を入れてというふうに思うんですが、今回のような豪雨というのがあったら、それはもう想定外ではないわけです。その後はもう想定内になるわけですから、今回の豪雨でも大丈夫やと言われるんですけども、何年に一遍の雨、何年確率の雨でも大丈夫や、何ミリでこの計算されているのか。それと、何時間降っても大丈夫やということなのか。それにしても下流の改修が、これからまだ調査するという話で、ほんまに谷みたいなところどうするんやと。それはやっぱりきちんと示してからでないと不安がいっぱいやと思うんですけども、その点どうなんでしょうか。

乗越川というのは準用河川ですから、流域面積というのもどのくらいあるのか、小さいのかも知れませんが、乗越の流域面積全体のうち今回開発する10ヘクタール、乗越の流域は井手町側ですから20ヘクタールのうちの半分、10ヘクタールというのは、乗越全体の流域面積のどのくらい今回形状が変わるのか、それは知りたいです。

それと、既に古墳の調査のためか何か知りませんが、樹木伐採してはって上流は泥が埋まってるんです。それは指導してすぐ浚渫させないと、まだこれからも台風等の雨が心配ですから、その辺は指導してもらえませんか。どうでしょうか。

それと、学校給食ですけども、午後は授業がないとか、中学校で午後活動する子は一部とか言われましたけども、一部と言われてもクラブ活動、1、2年生広くやってますし、学校祭の練習も頑張ってるわけですね。いつ、これも1週間は給食ないですよというのを決められたのか。当初年間計画から、4月のときからもう決まっていたよということで、広く保護者に通知されていたのかということが1点と、宇治田原町やったら同じように27日から新学期が始まってますけど、翌日から給食は開始されてまして、学校の要望が違うというのかもしれないけども、私がお聞きした保護者は、給食がないというのは非常に困った、クラブさせなアカンので、この暑い中お弁当持たせたら弁当が傷まないかということで、ふだんから弁当の学校と違うので。宇治市内の学校とかとはまたちょっと違うと思うんですけども、いつ決まったことなのかをお尋ねしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事(総務課長)。

理事(西島栄治) 谷田議員の1点目の、8月13、14の豪雨の被害状況の関係であります。本町としては当時総雨量が139ミリということで、13日の10時過ぎに警報が出たときにはまだ4ミリほどしか降ってない。朝の午前5時まで9ミリというような雨量でありました。その後、6時から7時にかけて時間雨量97ミリということで、その当時から各住民から水があふれた、家の方に入るかもわからないとか、側溝があふれているというような通報がかなり入ってきました。それまでに各消防団の方で、各公民館の方に待機をしまして、即土のう積みを行ってきました。一番今回多かったのは石垣地区、府道沿いなんですけども、一部の議員の方からもこういうところですぐに土のうを詰めてもらえないかというような電話もありまして、至急団員がそちらの方に向かって土のう積みを行ってきました。幸いにして、短時間雨量という形ですけども、あくる日早急に現場状況を把握するため、町長もすぐに状況を、町内全域を見回りました。そのときは若干水は引いたんですけども、そういう状況であります。そのときに入ってきたいろいろ

な報告については、道路が冠水、水路が冠水程度の被害というような状況でありましたので、谷田議員が言われる弥勒、また高神社の関係については報告は入っておりませんでした。うちとしては、明くる日にそういう状況を把握するために、各課に担当課の方に決裁を回して、被害状況についてはどうかというような状況をして、被害なしというような形で京都府の方に報告をしてきたものでございますので、先ほども言ってますように、幸いにして大きな被害がなかったというようなことで大変喜んで、これはやっぱり地域の協力と、また消防団の迅速な対応がこういう結果になったのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中村理事（建設課長）。

理事（中村秀一） 谷田議員の白坂開発に関する質問にお答えします。

まず、今回の説明会の件ですが、先ほども申しましたが、今回の説明会につきましては、井手町と城陽市にまたがる開発であることから、十分対応についても行政間で調整をして、最善の地域を選び説明会を実施してきたところであります。

続きまして、調整池についてのご質問ですが、まず、調整池につきましては、ある場合とない場合ということで、現在雨が降りまして、それが乗越川に全部流入する場合と、今回調整池をつくって計画的に乗越川に水を流していく場合とでは、調整池を通して計画的に流出させる方が安全であると考えています。したがって、調整池がある方が、下流の河川についても十分対応できるというような形であります。調整池の計画ですが、これも京都府基準に基づきまして、50分の1確率ということで50年に1度という計画であります。

流域面積につきましては、乗越流域38.3ヘクタールでありまして、そのうち今回約10ヘクタールが開発されるということでありまして、

あと、先ほど私が申しました河川の調査でございますが、これは今回開発される、されないにかかわらず、下浜樋門が改築されて下浜樋門で対応できる流量がふえたということ、そこで下浜樋門までにどういう形で水を流せば、一番いい河川の計画、流量計画ができるのかというような調査をすると申しまして、今回の開発があるからそういう水路の計画が必要であるということ

ではございません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松田教育長。

教育長(松田 定) 2学期の学校給食のスタートについてでございますが、先ほどお答えしましたように、長期休業を短縮することについて長期間にわたりいろいろ慎重に検討いたしてまいりました。その中で、この給食のスタート、給食の実施も含めて各学校で検討いたしまして、そういった結果を踏まえて判断したものでございます。

なお、この給食の実施計画につきましては、年度当初の4月に既に各ご家庭に年間計画としてお知らせしているものでございます。どうしても給食を実施した場合、指導時間を考えますと、長期休業明けの学期の当初からどうしても下校が午後の時間帯に延びるということも考えられまして、そういった2学期へのスムーズな移行を考えた場合にこれがよかろうという学校での検討結果でございまして、私どももそれに基づいて、それがよかろうという判断をいたしましたものでございます。

なお、午後も部活動をする中学生についてですが、従来から終日活動する場合は、これは夏休みであろうがなかろうが弁当を持ってきておりまして、これは決して部活動をする子供たちにとってみれば、レアケースということではございません。

もっとも、こういったご質問は近隣市町、中学校給食が実施されていないところが多い中で、実施されている井手町ならではのご質問かと思えますけれども、たまにはこんなときこそ、心のこもった手づくりの弁当もつくっていただきながら、親子関係をつないでつくっていくという意味でも家庭教育の一環かなと思っておりますので、ご理解をいただきたい、こういうように考えております。

以上です。

議長(村田忠文) 再質問。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 白坂の問題で、乗越の上流、谷が埋まってきているところをすぐ浚渫をするように事業者を指導しろという話については、答弁が

なかったんですけれども。多賀の排水地の上流部あたりのところまで見に行きましたけども、かなり泥が谷の中に、新しい泥だなという、竹を伐採したところから砂が流れてきているなという、見られます。ぜひそれは見に行っただいて、浚渫をしてもらいたいというふうに思います。

流域面積の4分の1を超えるような開発ということですから、やはり慎重にならざるを得ないと思うんですけれども、どこまで調査されるのかわりませんが、町の準用河川として指定されているのは木津川に流れ込むところからずっと上っていきまして、ワタキューさんの敷地の中を抜けてすぐのところまでなんです。終点はそこなんです。そこからまだ上に調整池の出口が来るわけですから、今の計画やと調整池から70センチの大きなパイプなのか三面張りか知りませんが、それがでてくるところは川ではないところなんです。川ではないという、管理上、川としての管理がきちんとできるかどうかかわからないところへ、そんなパイプを流す計画やと。70センチのパイプというのが、流量が毎秒何トンで最大流れてくるのかということも不安ですけど、その場所はかなり川は深いですけど、受け切れるのか。当然、そういうところは、ますも浸透ますにするとか、雨量をそのままどっと下へ流さないような改修計画がなかったら、それは不安です。周り全部ほんまにやぶですから。今のところ、ものすごいごみたまってます。少なくとも上流で今伐採はされてますから、パイプが来るところの深います、そこはごみを今すぐとるべきやし、上流の泥はすくってもらおうということは、強く要望したいと思います。

やっぱりただの線引きの変更というわけにはいかない、開発計画と結びついたものですので、現状、乗越川の十分な改修という計画が示されない以上、賛成できないということを述べて、質問を終わります。

議長（村田忠文） 要望でいいですか。

11番（谷田 操） 答弁がありますって、今の。

議長（村田忠文） 浚渫の件。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村理事（建設課長）。

理事（中村秀一） ただいまの谷田議員の浚渫の件であります、私どもも現地に十分検討に入っております、既に谷筋の水路については掃除もされて流れるようになっております。なお、排水池からの上については今回開発

区域に入ってませんので、排水池の道路から西側という形になっております。
以上です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田議員のご質問、また意見等の中で、一部私どもの説明で誤解があるような箇所がございましたので、再度、担当課長の答弁を補足したいと思います。

まず、今回の開発のやられる前、現在の状況に比べて、開発した後が危なくなるということはないということだけは言えるということでございます。その上で、開発によって、開発によってということでは言われていますが、現在の荒れたあの山の状態よりも、開発によってきちっと計算した雨量を調整池で洪水対策をとりながらやっていく方が、今の状況よりも少しは安全だということはないところでございますので、あたかも開発によって危険性が増すかのようなご発言については、改めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 開発が起こって山に水が降ると、165万立米と言われたと思いますが、その土をとってアスファルトなり平らな土地になって水が、今までやったら山にしとしと降った水が一気に流れるということとは違うわけです。流域面積38.何ヘクタールのうちの10ヘクタール以上が山でなくなるわけです。流れが一気に来るとということについて、その調整池というのをつくれということで指導になってるわけです。しかし、そういう指導に基づいてつくられたような調整池も、今回の雨であふれているところがあるわけです。だから、危ないと思って対策しないといけないわけです。これからの防災対策というのは、絶対に危なくないようにしようではなくて、危ないと思ってそういう対策を考えなあかん。そういう場合、下流の河川の改修というのは必須であると思うので、何も危険をあおっているという問題ではないと思います。やはり念には念を入れて、乗越川の改修計画というのは十分地元にも示していただいてからでない、この計画には賛成できないということは重ねて申し上げて終わります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 今の山の状態を削って、どれぐらいの雨が降って調整池でためて洪水対策をやるという方が計算上できるわけです。今の管理の行き届かないような状態で、40年も放置された山の場合で同じ雨が降れば、調整池よりも絶対危ないことは事実やと。今の状態が安全やというのであれば、開発すれば危ないと言われても仕方がないけれども、今の状態よりも少しでも安全やということになると、開発によって洪水がということはおかしいということをお願いしているわけでありませう。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 何度も申しますが、今の状態のまま開発しても変わらなかったら調整池なんか要らないわけで、そういうことをして流量、流れる速さが変わるから、調整池つくれというそういう指導になってるわけです。だから、現状よりも必ず安全になるかと言われてたらわからないじゃないですか。現状を変えるから、そのために調整池をつくれという指導なんです。調整池をつくったところで現状とかわらないということなんです。現状が危ない、調整池をつくったから大丈夫やと、それこそ非常に理解に苦しむ見解やと言わざるを得ません。

私の質問は終わります。

議長(村田忠文) これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第10号、専決処分の報告についてを行います。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項でありますから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事(総務課長)。

理事(西島栄治)

(報告第10号を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で、報告第10号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第33号、井手町固定資産評価審査委員選任につき

同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事(総務課長)。

理事(西島栄治)

(議案第33号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから議案第33号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第33号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第33号は同意することに決しました。

次に、日程第7、議案第27号、井手町行政財産使用料条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事(総務課長)。

理事(西島栄治)

(議案第27号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第28号、井手町防災会議条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事（総務課長）。

理事（西島栄治）

（議案第28号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これから議案第28号、井手町防災会議条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第29号、井手町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事（総務課長）。

理事（西島栄治）

(議案第29号を朗読説明)

議長(村田忠文) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これから議案第29号、井手町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第30号、井手町立吉川道場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村社会教育課長。

社会教育課長(木村坂次)

(議案第30号を朗読説明)

議長(村田忠文) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これから議案第30号、井手町立吉川道場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件を採決します。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時5分から。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時03分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第11、議案第31号、平成24年度井手町一般会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第31号を朗読説明)

議長(村田忠文) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

建設課長(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 10ページの公民館改修補助金、これは議案説明の中

で、定数説明の中で水無区の公民館ということなんですけど、改修予定内容をお聞きしたいのと、水無公民館はいつごろ建てられたのか、お聞きしたいと思います。

それと、11ページの一番下の消防団退職報償金、これは何名の方で入団年数はどれぐらいであったのか、お聞きします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 中坊議員のご質問にお答えします。

まず、水無区の公民館の改修内容でございますけれども、まず屋根のふきかえがございます。それが大きな工事であります。続きましてとこの工事です。それとエアコン。埋め込み式ということで聞いてますけれども、埋め込み式のエアコンの改修ということであります。それとあと、倉庫の屋根、併設しておられます倉庫の屋根の改修というふうなことでの改修工事ということで伺っております。

なお、建築年につきましては今確認させていただきますので、しばらくお待ちいただきますよう、よろしくお祈いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 中坊議員の2点目の消防団の退職報償金の関係であります。報償金の支払いにつきましては20名でございます。

それと、何年かということで、一人一人違うんですが、24年1カ月、25年1カ月、また23年1カ月、14年1カ月、19年10カ月、6年1カ月、6年1カ月、26年1カ月、18年1カ月、6年1カ月、12年1カ月、18年1カ月、6年1カ月、18年1カ月、24年1カ月、19年1カ月、17年1カ月、27年1カ月、20年1カ月、18年1カ月ということで、20名の団員が退職報償金の対象になったということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) おそれ入ります。水無区の公民館の建設年なんですけれども、昭和62年でございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 村田晨吉議員。

2番 (村田晨吉) 2番、村田晨吉です。

2点お伺いしますが、10ページの2款の1目の住民基本台帳、これ、相当な額なんですけど、どのような利点があるのかお伺いします。

それから11ページの8款の土木費、これは今、中村理事の方から説明いただいた、7メートルのところを150万円をお使いになるということですが、地図の方では細かすぎてわからないんですけども、大体どの辺かということだけ、詳しくご説明願いたいと思います。

以上2点です。よろしくお願ひします。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長 (嶋田昌弘) 村田晨吉議員のご質問にお答えします。

今回の戸籍総合システムの導入につきましての利点につきましては、今回導入することによりまして、戸籍届書の審査及び戸籍の作成なども誤りが少なく正確であり、証明書の申請から発行までの期間が短時間で済むということで、住民窓口サービスの向上につながられるということと、もう1点は、災害時の戸籍のデータ保存が、正本は本町で保管しますが、副本については管轄する法務局が管理することとなります。町内で災害があった場合、滅失しても直ちに短期間の間で再生が可能となるという利点がございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 中村建設課長。

理事 (中村秀一) 村田晨吉議員のご質問にお答えいたします。

場所の説明でございますが、玉津岡神社の参道がありまして、そこをずっと上っていきますと、吉川道場があります。吉川道場のもうちょっと上がっていきますと階段がありまして、そこに石の鳥居が建っています。石の鳥居から西へ向かって行っている町道でございます。

以上です。

議長 (村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 岡田議員。

4 番（岡田久雄） 11 ページの井手地区共同墓地崩落防止調査とあるんですけれども、どのような状態になっているのか、また場所はどこら辺なのか、またいつごろこの調査をされるのか、お聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 岡田議員のご質問にお答えします。

場所につきましては、今の新しく水くみ場をつくりました、そこから50メートルほど下がったところの、南側ののり面が崩落しそうになっているということです。いつごろから調査されるのかということにつきましては、この予算が通りまして、その後設計委託やら調査委託をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11 番（谷田 操） 3 ページに戸籍総合システムの、繰越明許で上がっているんですけども、中身は今ご説明があったんですけども、繰越というのは今からその年度内に購入しようと思っても出来ないというようなものなのか、これはどのくらい期間がかかるのかということと、もう1点は11 ページですが、予防接種の事業で、ポリオの予防接種の接種方法が変わったということで、どういう点が変わったのか、対象となるのはどういう子供で、何人ぐらい対象者がいるのかをお願いします。

それと、12 ページ、土木施設の災害復旧費ですが、災害復旧というふうには認定されると、財源がかなり国の方で持ってもらえるということで、有利になるということですが、どういう基準でそれが決められるのか。今回、道路維持費で150万上がっているところと、どういうふう違うのか。これは町の一般財源でやるわけですね、道路維持の方は。比率として国・府支出金131万7,000円、地方債110万、一般財源8万3,000円ですけれども、どういう比率で持つように決まっているのかをお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長（嶋田昌弘） 谷田議員のご質問にお答えします。

戸籍の導入から完成までの期間のことと思いますが、契約後導入したとして、1年3カ月から約4カ月ぐらいの日程を要するというように考えております。最終完成予定としては26年3月を完了予定というように考えているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 奥山保健センター所長。

保健センター所長（奥山英高） ただいまの予防接種事業のことにつきまして、ご回答いたします。

ポリオの定期の予防接種につきましては、不活化ポリオワクチンが今回導入されることに伴いまして、予防接種実施規則の一部を改正する省令が9月1日から施行されたことに伴いまして、接種方法が生ポリオワクチンを口から飲む経口接種から、不活化ポリオワクチンを注射する皮下接種への変更となるための予算の組み替えでございます。なお、接種回数につきましては、経口接種では2回ということでありましたけれども、皮下接種は4回ということになっておりまして、ただその中で法定接種は3回ということを示されております。

続きまして、対象者につきましては、生後3カ月から7歳6カ月未満の者が対象ということになりまして、現在未受診者を1回ないしは受けていない者を把握しますと90名ということで、こちらを予定しております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田議員の災害復旧の適用について答弁させていただきます。

まず、適用除外が決まっておりますので、道路を参考に申し上げたいと思いますが、道路につきましては幅員2メートル未満の道路ということでこれは適用除外ですよというふうに決められています。あと、どういう異常気象があった場合が災害に当たるのかということで、これも道路の場合でご説明申し上げますと、最大24時間雨量が80ミリ以上の降雨、もしくは時間雨量等は特に大である場合ということで、時間雨量が20から30というふうに位置づけられておりまして、2メートル以上の道路でかつ異常気象やという

ことになります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 谷田議員の費用の国の補助であるとか、その辺の質問でございますけれども、まず国で事業費が採択されるというところで、今、中村理事が申しあげました事業として認められる費用についてのおおむね66%が国庫でもらえる金額ということになります。残りについてはその起債、100%充当になりますのでその起債を充てる。あと、単費がありますので、その端数を町の一般財源に見ておるといふような予算の組み方になっております。

以上でございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 2番、村田晨吉です。

11ページの8款の土木費の都市開発基金積立1,000万というのは、この1ページの方の寄附金の1,000万がこっちに回ってると思うんですが、この積立金というのは将来何に使う予定のものなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 村田晨吉議員のご質問ですけれども、その寄附金1,000万につきましては、今回、都市開発基金に積み立てをしております。その寄附をいただいたときに、井手町発展のために使っていただきたいということで、町のいろいろな開発のために、発展のために使用するというので、今回、都市開発基金に積み立てていったものでございます。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 先ほどの戸籍総合システムの、どういうふうに構築するのかのイメージがよくわからないんですけど、そんな長いことかかる、1

年3、4カ月ということですが、システムですからそういうソフトがあってコンピューターに組み込むということやと思うんですけど、なぜそんなふうに長期にわたってかかるのか、ちょっとずつちょっとずつ発注して支払いしてということになるわけですか。

それと、一連のものやと思うんですけど、ポリオのワクチンのことで、今、法定接種は3回だと、4回接種だけど法定接種は3回だということですが、4回した方が望ましいというだけで、義務づけられていないということなのか、これは費用計算は何回分で計算しておられるのか。今まで生ワクチンだから、生ワクチンというのは後々何か障害が出たら怖いというようなことで接種を見合わせておられた保護者もあるかと思うんです。不活化ワクチンになったら安全性が高いというふうなことを言われてますから、では受けさせようかなということがあると思うんですけども、その90人の対象の方には全部案内してもらえるのか。こういうふうになりましたよと、今まで、途中で1回しか接種してないとか、そうなるきちんと免疫ができてないという方があるかもしれませんが、そういうことも含めてきめ細かく、全部まだ免疫が完了してないと思われる方には全部案内してもらいたいと思うんですけど、どうですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 谷田議員のただいまの質問にお答えします。

今回、長期になるということで説明させていただきましたが、この工程から申し上げますと、現在の戸籍と附表、また除籍、改製原戸籍をすべてデータ化する計画でございます。まずはじめに、この現在の戸籍で申し上げますと、一番初めに作業工程としてはすべての戸籍、附表をマイクロフィルムですべて撮影して保存する。その後、第1次入力業務として戸籍のマスターを作成されます。それから後にデータ化をすることによって、その精査を繰り返す中で、その中で今現在の戸籍で申し上げますと、当時から手書き、今現在でしたら戸籍専用のタイプを使って戸籍を作成しておりますが、その過程の中で誤った間違いの字というのがたくさん使用されております。それを正字にすべて変換にかかわることから、その誤った字の氏名の方々、戸籍のある方にすべて照会をして、その誤ったものを正字にするために承諾をしてもらう間も、また期間がかかることとなります。その中で、正字を利

用してもよろしいという承諾を得ればそのままデータ化で、新たな戸籍の利用となりますが、それを承諾していただけない場合とかについては、現在の戸籍のままコピーをするというような作業になりますので、その間の部分が時間を要する部分にもなるかなと。一応、想定しているのは3、400件の戸籍がそういうものが出てくるだろうと。それを1個1個最終まで正字に求めていくという形になりますので、その時間を要する。その後、それを受けた後、すべて入力等する中でデータを移行していくということになりますので、そういう形で現戸籍の方を理解をお願いしたい。

また一方、除籍、改製原戸籍につきましては、今現在のものをマイクロフィルムに納めて、現在のままデータから今の様式によって打ち出すこととなります。そういう作業と、それと、今現在の戸籍が今度は平成改製原戸籍という形になります。それについてもまたマイクロフィルムでおさめたのち、そのデータ作業とかの移行が3点、4点のものをしていかないとだめなので、1年から1年4カ月の間の期間を要するということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 奥山保健センター所長。

保健センター所長（奥山英高） ただいまの予防接種事業のポリオワクチンのご質問についてでございますが、厚生労働省で示されておりますのは、不活化ポリオワクチンについては合計4回の接種が必要だとされております。ただ、しかしながら、現在国の方で追加接種に関する臨床試験を進めておられるということで、条件が整ってから法定接種に4回目が移行するものということで示されております。

続きまして、費用計算のことについてでございますが、今回計上しておりますのは法定分3回ということで、計算をしております。

続いて、住民の方、ポリオの対象の方にきめ細かく周知が図られるかということについてでございますが、今回対象となっておられるのは、今までの経口接種2回のうち1回ないしは受けておられない方が対象ということでございますので、これらの方々には皆様に8月末に方法が変わりますということで案内を郵送させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これより議案第31号、平成24年度井手町一般会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第32号、平成24年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章)

(議案第32号を朗読説明)

議長(村田忠文) これでは提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これより議案第32号、平成24年度井手町介護保険特別会計補正予算(第

1回)を採決します。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は9月24日午前10時から会議を開きます。また、24日午前9時30分から議会運営委員会を開く予定ですので、議運のメンバーの方はよろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時42分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 岩 田 剛

署名議員 谷 田 操